

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル
行政機関等の名称	大分県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	警備業者の認定その他警備業法に関する事務の適正な遂行を確保するために利用。
記録項目	1 資格、2 業種等、3 資格者等の区分、4 交付公安委員会、5 資格者証等番号、6 受理警察署、7 氏名、8 性別、9 生年月日、10 本(国)籍、11 交付年月日、12 書換年月日、13 返納年月日、14 行政処分の登録警察本部、15 処分番号、16 住所、17 処分年月日、18 処分事由、19 送致年月日、20 処分結果
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 大分県警察本部警務部警務課
	(所在地) 870-8502 大分県大分市大手町3-1-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る 7 及び 10 の記載項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第 22 条第 5 項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る 7 及び 10 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第 42 条第 3 項において準用する同法第 22 条第 5 項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る 7 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 15 条第 1 項による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 大分県警察本部生活安全部生活安全企画課	
	(所在地) 870-8502 大分県大分市大手町 3-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		